平成２１年（フ）第２３３３号
福岡市西区周船寺１丁目８番19―102号
債務者　山野小百合
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３３９号
福岡県福津市中央１丁目12番１―306号
債務者　中山　昭二
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３５６号
福岡市早良区四箇田団地28番106号
債務者　戸羽　　等
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３５７号
福岡市早良区四箇田団地28番106号
債務者　戸羽ニシャこと　ＨＩＴＯＳＨＩ　ＴＯＢＡ　ＨＡＬＩＭＯＯＮ　ＮＩＳＨＡＷ
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３５９号
福岡市城南区荒江団地１番104号
債務者　河村　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３６０号
福岡県前原市前原中央３丁目３番24―1401号
債務者　小山　慶之
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３７２号
福岡市博多区板付４丁目13番３―405号
債務者　梅野　和代
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３７５号
福岡市博多区西春町４丁目３番11―302号
債務者　笹田奈美子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４００号
福岡市早良区小田部４丁目４番３―402号
債務者　関屋　清晴
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４１１号
福岡市西区上山門１丁目20番15号
債務者　千北美豊子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４２７号
福岡市南区花畑１丁目８番22号
債務者　牧山　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３２号
福岡県福津市東福間４丁目５番32号
債務者　藤田　常子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲474番地22
債務者　西岡　高保
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３７号
福岡市東区城浜団地48番304号
債務者　伊藤　俊輔
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３８号
福岡市東区城浜団地48番304号
債務者　伊藤美智子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５３号
福岡市南区野多目１丁目14番１―504号
債務者　山野　明美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５５号
福岡県前原市前原北４丁目15番１―410号
債務者　戸田　京子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５７号
福岡県太宰府市青山２丁目19番16号
債務者　川上　義孝
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部